

一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送約款

株式会社つばめタクシー

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で、この運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服

装をしているとき。

- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所(以下「営業所等」という。)及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(運賃及び料金)

第6条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時(定期乗車券については購入時)において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施をしているものによります。

(運賃の収受)

第7条 当社は、旅客の下車の際に運賃の支払いを求めます。

(定期乗車券の発売)

第8条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ定期乗車券の料金を届け出て、定期乗車券を営業所等において発売します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、発売方法、発売場所又は発売期間を指定することがあります。この際、発売について外部委託することがあります。

(定期乗車券の使用法)

第9条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区内において、乗車し、又は下車することができます。

2 定期乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。

(定期乗車券の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する定期乗車券は、無効とします。

- (1) 通用期間のある定期乗車券で通用期間を経過したもの
- (2) 身分又は資格を偽って発行された身分証明書等で購入した定期乗車券
- (3) その他不正の手段により取得した定期乗車券

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、定期乗車券を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めるときは、定期乗車券を無効とします。

- (1) その通用区間外に使用したとき
- (2) 購入者以外の者が使用したとき
- (3) その他定期乗車券を不正に使用したとき

(定期乗車券の料金の払戻し)

第11条 当社は、定期乗車券を所持する旅客の請求により、通用期間前のものについてはその料金、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日0.3回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を定期乗車券の料金から控除した残額料金の払戻しをします。

2 前項は、第5条に掲げる運送の制限等の際も同様とします。

(定期乗車券の払戻し場所等)

第12条 当社は、定期乗車券の料金の払戻し又は再発行を、第8条に基づき定期乗車券を発売した場所において行います。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、払戻し方法、払戻し場所又は払戻し期間を指定することがあります。この際、払戻しについて外部委託することがあります。

(端数の処理)

第13条 当社は、定期乗車券の料金の払戻しをする場合は、10円を単位として行います。この場合において、計算上生じた端数は四捨五入とします。

(定期乗車券の紛失)

第14条 旅客が定期乗車券を携帯していないもしくは紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃を申し受けます。

(定期乗車券の再発行)

第15条 当社は、旅客の紛失した定期乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。

(旅客乗車中における運行中止の場合の取扱い)

第16条 当社は、当社の自動車が行き先を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対して、その旅客の乗車場所もしくは降車場所まで無賃送還します。

2 前項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

(旅客に対する責任)

第17条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は、過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第18条 当社は前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第19条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第20条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

以上